

入札の公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年10月1日

小平町長 関 次 雄

記

1. 入札に付す事項

- (1) 契約の目的 **雪寒機械売払契約**
- (2) 物品等の概要 除雪ロータリ ニイガタ JDS-NR6A 1台

2. 入札に参加する者に必要な資格要件

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 小平町における競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、北海道内に本店又は支店等を有しており、確実に履行可能な業者であること。
- (3) 入札参加申込の日から入札執行（開札）の時までの期間に、小平町競争入札参加者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始後の小平町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

3. 入札に参加する者が順守されなければならない条件

- (1) 本入札に係る入札心得の内容を承諾し順守すること。
- (2) 本公告に定める手続きに従って、あらかじめ入札の参加資格審査の申込みを行うこと。

4. 入札の参加申請

入札参加希望者は、一般競争入札参加申請書を以下のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期間
令和8年10月1日（木）から令和8年10月7日（水）まで
（日曜日及び土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）
毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所
留萌郡小平町字小平町216番地 小平町生活環境課
- (3) 提出方法
持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。
- (4) その他
 - ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
 - イ 提出された資料は、返却しない。
 - ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

5. 入札参加資格の審査

この入札は、政令第167条の5の2の規定による一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2及び4（1）に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和8年10月12日（月）までに書面により通知する。

6. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、一般競争入札参加資格審査結果通知書に記載されている期日までに書面により説明を求めることができる。なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

書面提出先 留萌郡小平町字小平町2 1 6 番地 小平町生活環境課

- (2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

7. 入札参加資格の取消し

入札参加資格があると認めた者が、2に規定する資格を有しない、又はしなくなったと認められたとき並びに虚偽の申請をしたことが明らかになったときは、入札参加資格を取り消す。

8. 契約条項を示す場所

留萌郡小平町字小平町2 1 6 番地 小平町生活環境課

9. 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 留萌郡小平町字小平町 小平町健康福祉センター集団研修室
(送付による入札は認めません。)

- (2) 入札日時 令和8年10月27日(火) 午前9時00分

- (3) その他

入札の執行に当たっては、入札執行者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

また入札封書、入札書、及び委任状の右上余白に整理番号 081301 番と明記すること。

10. 郵便等による入札

- (1) 郵便等による入札は認めません。
(2) 電報等による入札は認めません。

11. 入札書記載金額

- (1) 入札書に記載する金額は(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額切り捨てた金額)、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税相当額を含めた金額を入札書に記載すること。

- (2) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるか申し出ること。

12. 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、予定価格以上で、かつ、最高の価格で入札した者を落札者とする。

13. 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより町が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結をしない。

- (2) 契約書の作成を要とした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結は行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生ずる損害の賠償を請求することができない。

14. 契約書作成の要否

必要とする。

15. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除

——入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税等相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。——

- (2) 契約保証金 免除

——契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。——

16. 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

- （１）入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を紙又はCD複写することができる。

ア 閲覧期間 令和8年10月1日（木）から令和8年10月26日（月）まで
（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

イ 閲覧場所 毎日午前9時から午後5時まで
留萌郡小平町字小平町
小平町生活環境課

- （２）設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間 令和8年10月1日（木）から令和8年10月7日（水）まで
（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 小平町生活環境課

- （３）質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和8年10月1日（木）から令和8年10月19日（月）まで
（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 小平町生活環境課

17. 入札説明の日時及び場所

１（２）に示す物品の品質等については、現地確認により直接現物を確認のうえ判断すること。なお、現物の確認を行わず入札参加した者は、現物の確認をおこなったとみなすものとする。

- （１） 現地説明日時等

ア 日 時 令和8年10月2日 ～ 令和8年10月26日 事前に申し出があった場合に限る。
（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

イ 場 所 字小平町

ウ 申込先 小平町生活環境課

18. 売買代金

落札者は、売買代金について、納入通知書に記載の期日 までに、町が発行する納入通知書により納入すること。

19. 危険負担

落札後、契約を締結する時点で、売買物件に係る危険負担は落札者に移転する。したがって、契約締結後に発生した売買物件の滅失、き損など町の責めに帰することができない損害の負担は、落札者が負うことになり、売買代金の減額を請求することはできない。

20. その他

- （１）再度入札

開札の結果、落札にいたらなかった場合は、直ちに出席者をもって再度入札を実行する。

- （２）入札執行の際、入札者が１者以上の場合に、入札を執行する。

- （３）開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、小平町財務規則（平成２２年規則第１９号）第１０４条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- （４）この入札の執行は、公開する。

- （５）その他入札に関し不明な点は、小平町生活環境課管理係に照会すること。

（電話０１６４－５６－２１１１）